

令和3年度

第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

- 令和3年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

「ロッキー水前寺店」に対する意見について

◎（資料1-1）市の意見案と考え方	．．．	1～6
○（資料1-2）～（資料1-3）周辺見取図	．．．	7～8
○（資料1-4）～（資料1-5）平面図・動線計画図	．．．	9～10
○（資料1-6）～（資料1-7）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	11～12
○（資料1-8）立面図	．．．	13
○（資料1-9）パース（カラー立面図）	．．．	14

「下通 GATE プロジェクト」に対する意見について

◎（資料2-1）市の意見案と考え方	．．．	15～21
○（資料2-2）周辺見取図	．．．	22
○（資料2-3）配置図	．．．	23
○（資料2-4）～（資料2-5）平面図	．．．	24～25
○（資料2-6）～（資料2-8）騒音発生源・騒音予測地点位置図	．．．	26～28
○（資料2-9）～（資料2-12）立面図	．．．	29～32

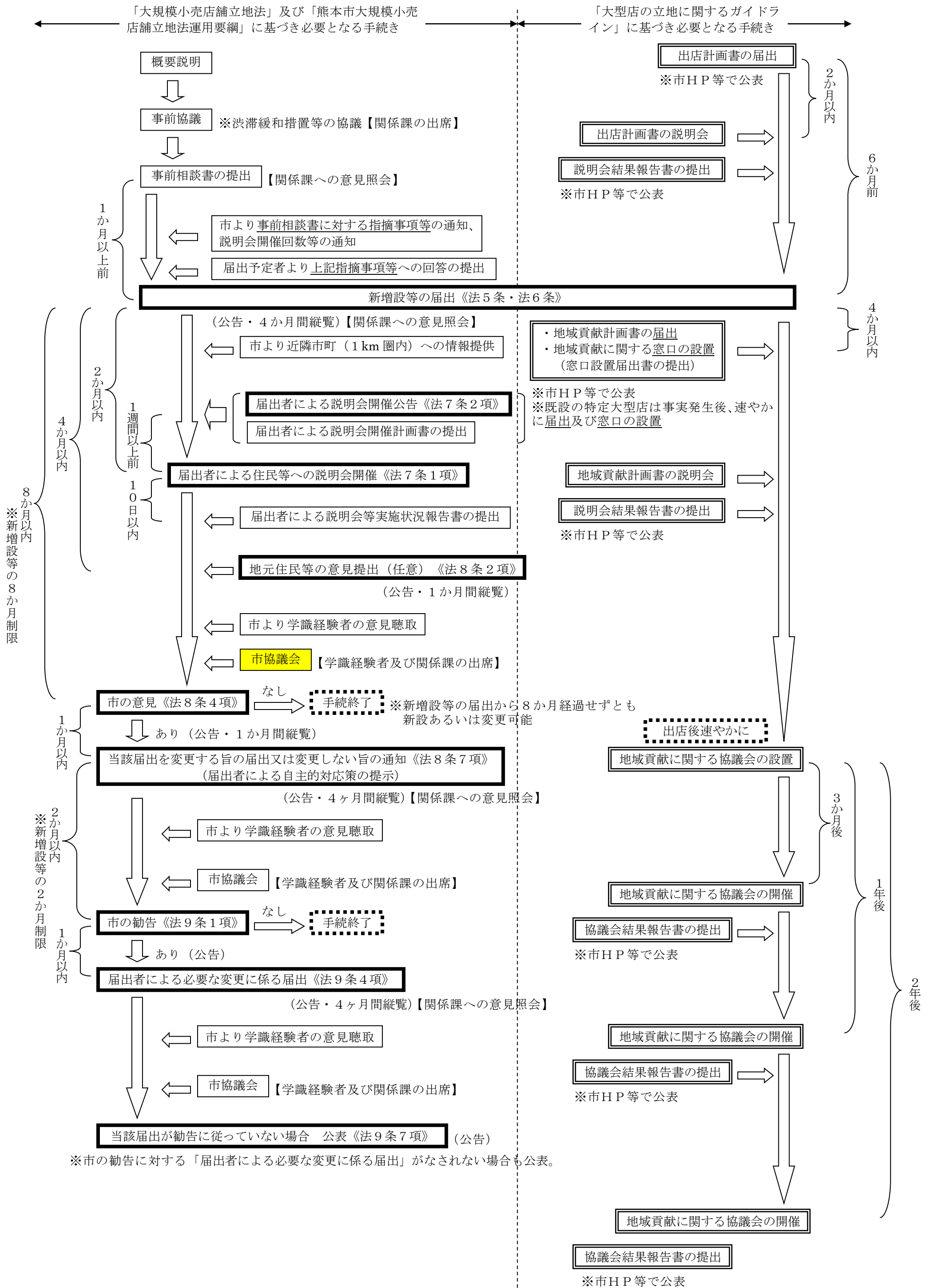
（報告事項）

過去の協議案件の現地確認結果

令和3年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	代理人等
1	熊本市	経済観光局 産業部長	潮永 誠	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 元教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	内田 義朗	代理	管理第二係 中村 孝男 主任 幸野 慎吾
6	熊本市	危機管理防災総室長	吉永 浩伸	代理	副室長 松本 光裕
7		生活安全課長	高取 直樹	本人	
8		青少年教育課長	田口 清行	代理	指導主事 若松 和憲
9		環境政策課長	池田 賀一	代理	主査 平塚 寛人
10		環境共生課長	吉田 香織	代理	主任技師 東園 健児
11		水保全課長	永田 努	代理	技術主幹 緒續 美智子
12		ごみ減量推進課長	千原 直樹	代理	技術主幹 谷山 祐喜
13		商業金融課	上島 雄二	本人	
14		都市政策課長	宮崎 晶兆	本人	
15		交通政策課長	黒部 宝生	代理	主幹 水野 隆修
16		建築指導課長	塩田 栄一郎	代理	技術主幹 城戸 秀一
17		開発指導課長	高倉 伸一	欠席	
18		市街地整備課長	上野 勝治	代理	技術主幹兼主査 玉野 龍
19		都市デザイン課長	栗田 修	代理	主査 谷口 浩二
20		土木総務課長	渡部 秀和	本人	

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ロッキー水前寺店
2. 所 在 地：熊本市中央区水前寺2丁目4-15
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社ロッキー（熊本市北区植木町植木133番地の1）
 - (2) 新設年月日：令和4年1月7日
 - (3) 店舗面積：1, 670㎡
 - (4) 駐車場台数：78台
 - (5) 駐輪場台数：32台
 - (6) 荷さばき施設面積：69.6㎡
 - (7) 廃棄物保管施設容量：8.3㎡
 - (8) 営業時間： 開店時間 午前9時 閉店時間 午後9時
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：午前8時30分～午後9時30分
 - (10) 荷さばき可能時間帯： 午前0時00分～午後6時00分

4. 手続き状況

届出日	縦覧期間	市意見通知期限
令和 3年 5月 6日	令和3年5月12日～令和3年9月12日	令和4年1月6日

5. 意見等：

○・・・あり
×・・・なし

住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井元教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	意見等総数 13件
×	○	×	×	
県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	環境政策課
○	×	×	×	○
環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課	都市政策課
○	×	×	×	×
交通政策課	建築指導課	開発指導課	市街地整備課	都市デザイン課
×	○	○	○	○
土木総務課				
○				

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要

1	担当課	熊本県警本部交通規制課
	指摘内容	本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じます。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

2	担当課	市街地整備課
	指摘内容	駐車場法第11条の技術的基準に適合しているかの確認をお願いいたします。(駐車場法施行令第7条第1項第1号イなど) (理由) 路外駐車場で、自動車駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるため。
	設置者回答	駐車場法第11条の技術的基準に適合しているかの確認を致します。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

3	担当課	環境政策課
	指摘内容	騒音について近隣から苦情があった場合は、適切な対応をお願いいたします。 (理由) 熊本市公害防止条例に基づき、周辺地域の生活環境を保全する必要があるため。
	設置者回答	騒音について近隣から苦情があった場合は、適切な対応を致します。
	取扱	留意事項として付記 → (2)

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

4	担当課	学識経験者
	指摘内容	緑化計画値(112.93㎡)は、「熊本市緑化の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、緑化目標値以上になるようにしてください。緑化に当たっては、原則として樹木(高木・中木・低木)を植栽してください。
	設置者回答	緑化計画値(112.93㎡)は、「熊本市緑化の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、担当課と協議を実施し、計画しております。緑化に当たってはご意見を参考にし、実施致します。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

5	担当課	環境共生課
	指摘内容	緑化については、緑化協議時の緑化計画に基づく確実な施工をお願いします。 〔緑化目標値〕 $3315.33 \times (1 - (0.8 + 0.1)) \times 0.2$ $\approx 66.31\text{m}^2$ ※ 〔計画緑地面積〕112.93m ² ※ また、届出書別添の全体配置図(1階)の図面において、面積が54.58m ² となっている計画緑地帯について、緑化協議時の60.33m ² へ修正してください。 ※面積は協議時(R2.12.22)の数値 樹木(中高木)の植栽による緑化を引き続きご検討ください。 (理由) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(第19条)
	設置者回答	緑化については、緑化協議時の緑化計画に基づく確実な施工を致します。 また、届出書別添の全体配置図(1階)の図面において、緑地帯は52.60m ² と60.33m ² となっております。届出書に記載の面積は上記の合計112.93m ² と記載しています。 樹木(中高木)の植栽による緑化を引き続き検討致します。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

6	担当課	都市デザイン課
	指摘内容	・計画地は景観法に基づく景観計画区域に該当するため、該当の有無欄は「有」となります。 (理由) 景観法及び熊本市景観条例
	設置者回答	・計画地は景観法に基づく景観計画区域に該当するため、該当の有無欄は「有」に修正しました。
	取扱	記載しない

7	担当課	都市デザイン課
	指摘内容	・建築物の建築面積が1000㎡を超えるため、必要に応じ景観法に基づく大規模行為の届出が必要です。 ・水前寺周辺地域(重点地域)内のため、景観形成基準を順守してください。 ・敷地内に緑化の計画がありますが、眺望景観にも配慮しながら積極的な緑化に努めてください。 (理由) 景観法及び熊本市景観条例
	設置者回答	・必要に応じ景観法に基づく大規模行為の届出を致します。 ・水前寺周辺地域(重点地域)内のため、景観形成基準を順守致します。 ・敷地内に緑化の計画がありますが、眺望景観にも配慮しながら積極的な緑化に努めます。
	取扱	記載しない

8	担当課	都市デザイン課
	指摘内容	・屋外広告物を設置する場合は、事前の相談を行い、必要に応じて許可申請を行ってください。 (理由) 屋外広告物法及び熊本市屋外広告物条例
	設置者回答	・屋外広告物を設置する場合は、事前の相談を行い、必要に応じて許可申請を行います。
	取扱	記載しない

Ⅲ. その他指摘事項

9	担当課	開発指導課
	指摘内容	土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要となります。土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要となります。
	設置者回答	土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法第29条に基づく開発許可申請を致します。
	取扱	記載しない

10	担当課	建築指導課
	指摘内容	(前回建築指導課からの指摘事項に対する回答について、補足してご説明ください。) 事前相談書に対する指摘事項への回答に「確認申請事前調査報告書を提出し決済済みです。」とありますが、確認申請事前調査報告書において、建築基準法・建築基準関係規定に適合しているかを確認するものではありませんのでご注意ください。
	設置者回答	建築基準法・建築基準関係規定については、熊本建築審査センターの確認を受けております。
	取扱	記載しない

11	担当課	中央区土木センター総務課管理財産班
	指摘内容	申請地に隣接する市道には、境界標（それに伴う測量鈎）が埋設されているため、これらに損傷なきよう十分注意して施工されること。なお、境界については事前に確認調査を行うこと。 また、工事により境界標の移動が生じる場合は、中央区土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせられること。 （理由） 道路の管理と保全のため
	設置者回答	申請地に隣接する市道には、境界標（それに伴う測量鈎）が埋設されているため、これらに損傷なきよう十分注意して施工致します。なお、境界については事前に確認調査を行います。 また、工事により境界標の移動が生じる場合は、中央区土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせ致します。
	取扱	記載しない

12	担当課	中央区土木センター総務課占用班・維持課
	指摘内容	乗入口の設置等により道路の構造等を変更する場合は、道路法第24条に基づき事前に道路工事施工承認申請を行うこと （理由） 道路の構造を変更する場合、道路法第24条に基づき道路管理者の承認が必要となるため。
	設置者回答	乗入口の設置等により道路の構造等を変更する場合は、道路法第24条に基づき事前に道路工事施工承認申請を行います。
	取扱	記載しない

13	担当課	中央区土木センター総務課占用班
	指摘内容	道路への占用物がある場合は、道路法第32条に基づき事前に道路占用許可申請を行い、熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱を遵守した構造とすること。 （理由） 道路への占用物がある場合、道路法第32条に基づき道路管理者の許可が必要となるため
	設置者回答	道路への占用物がある場合は、道路法第32条に基づき事前に道路占用許可申請を行い、熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱を遵守した構造と致します。
	取扱	記載しない

7. 市の意見案

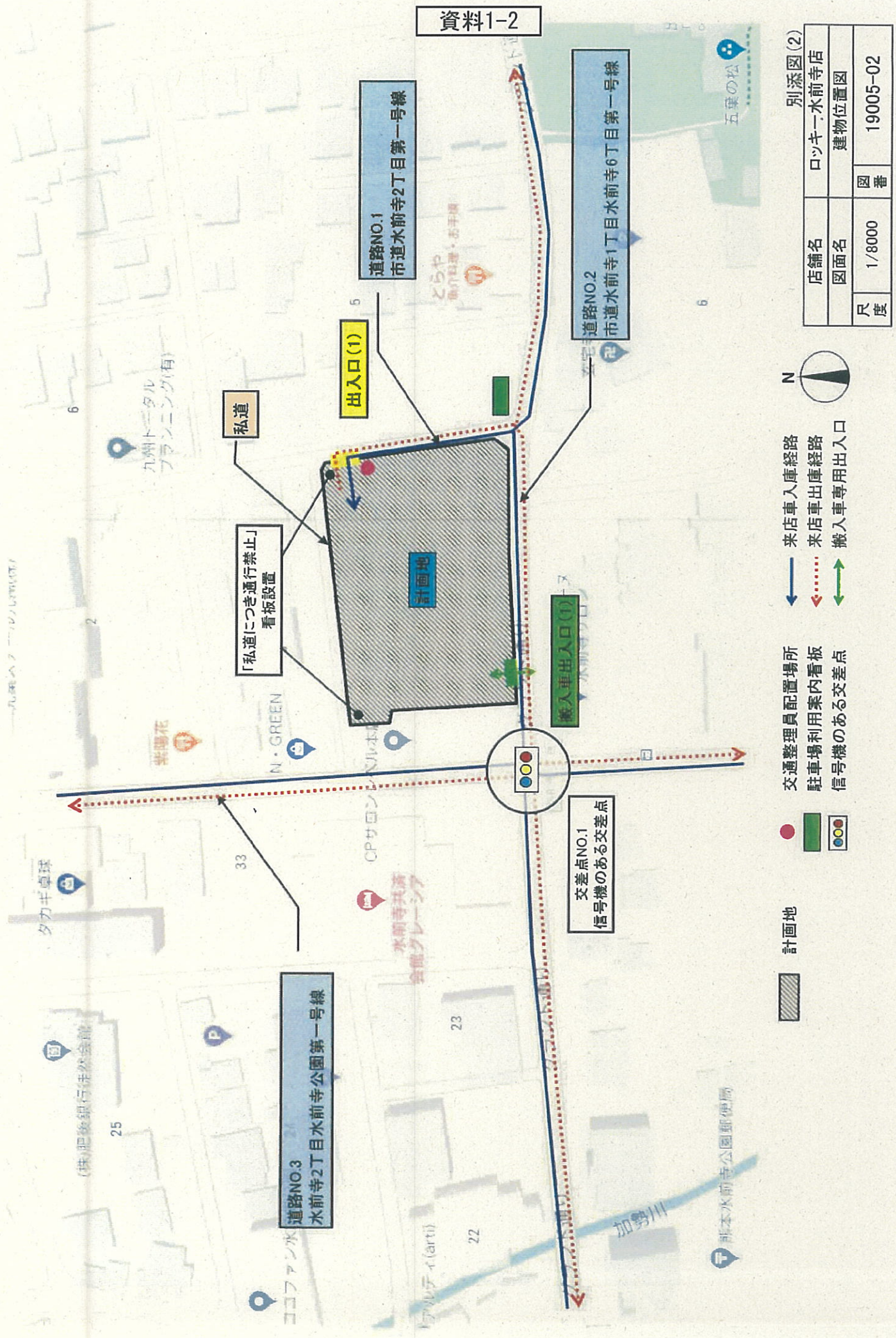
ロッキー水前寺店

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (3) 緑化については、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑地面積を確保するとともに、開店後においても樹木の植栽等に積極的に取り組むこと。
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

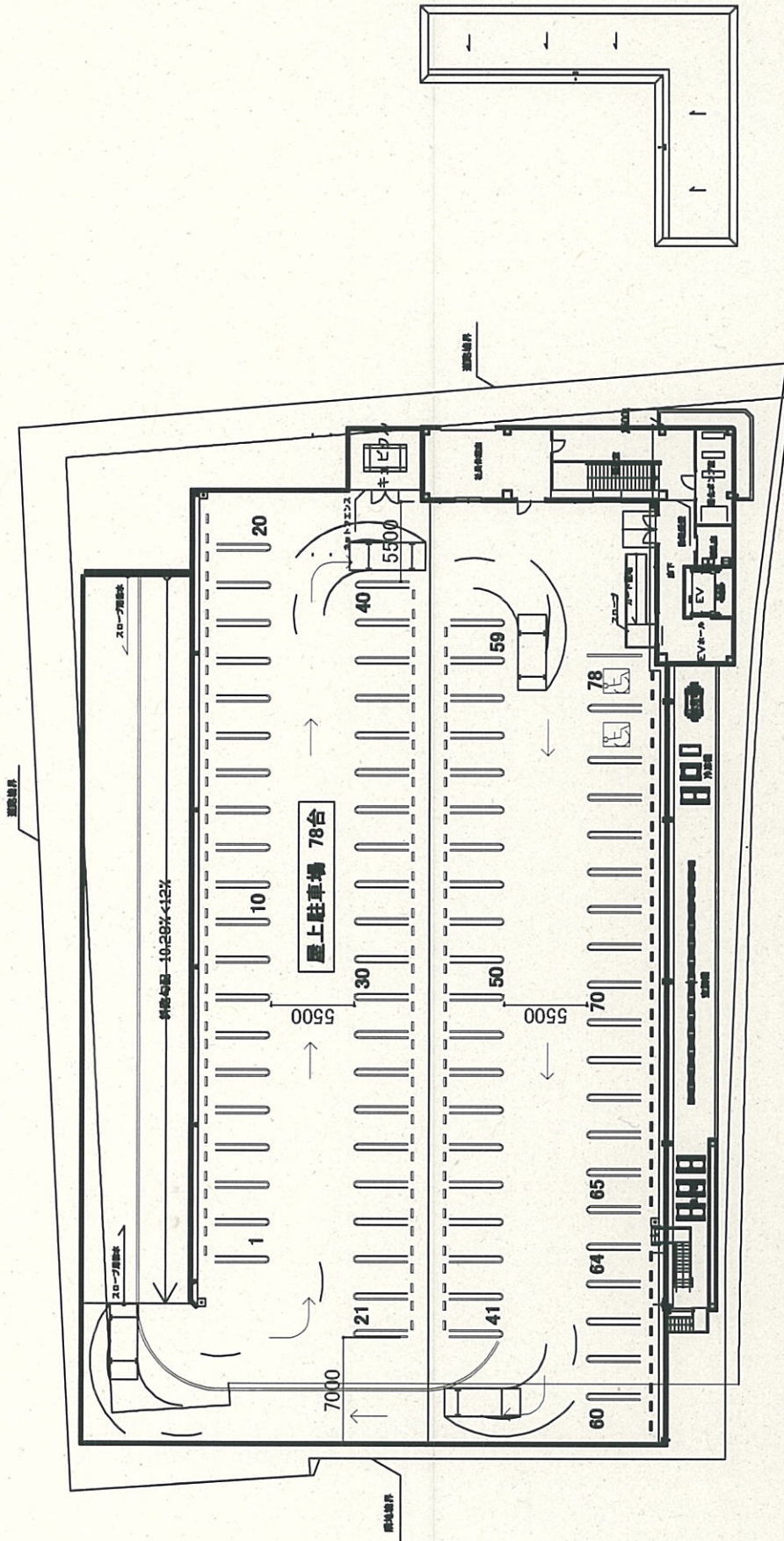


別添図(2)

店舗名	ロッキー・水前寺店
図面名	建物位置図
尺 寸	1/8000
図 番	19005-02



資料1-5



別添図(5)-2

店舗名	ロッキー水前寺店
図面名	全体配置図(屋上平面図)
尺 度	1/300
図 番	19005-05-2

全体配置図(2階平面図)

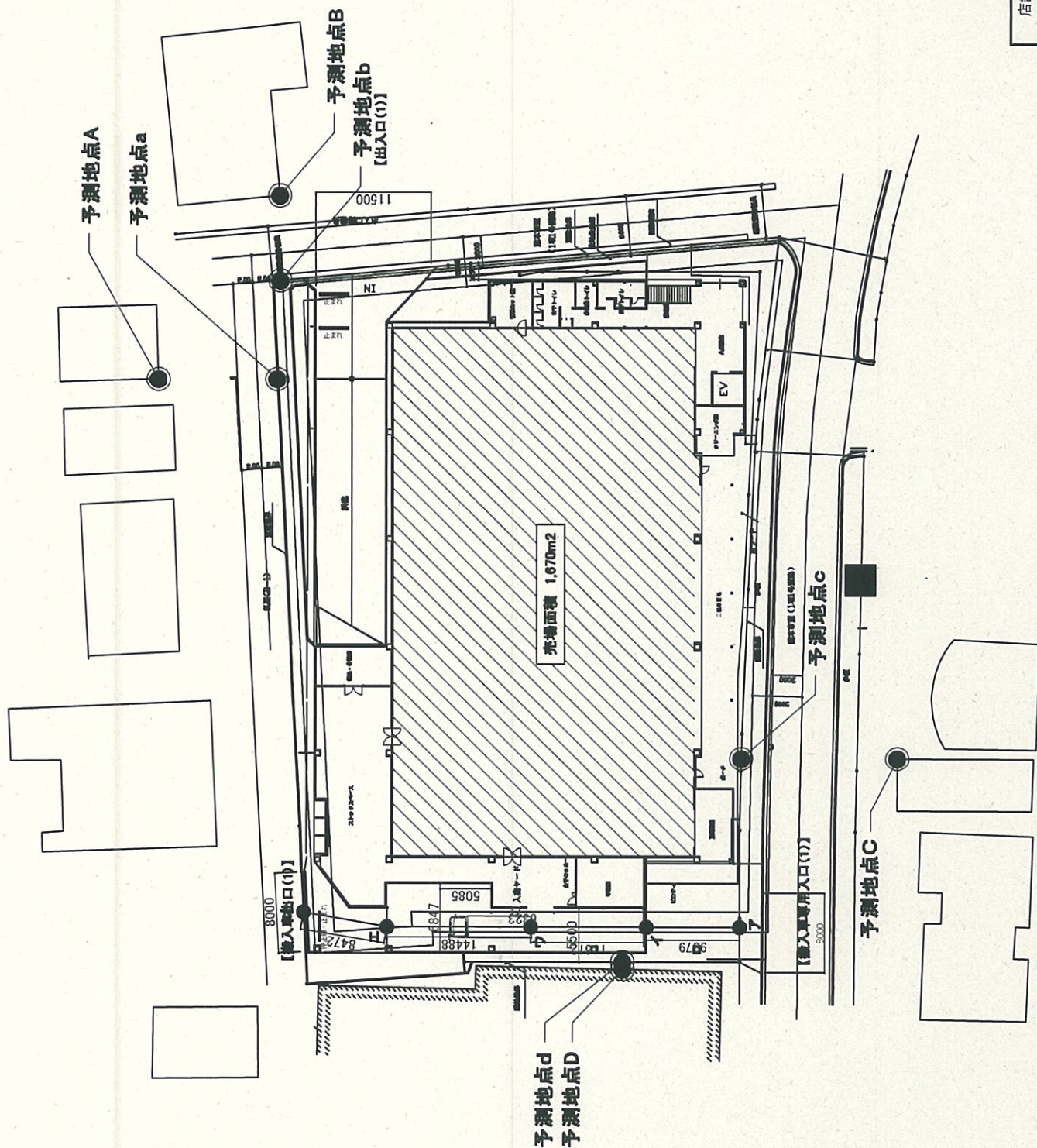
資料1-6

【凡例】

「K」: 室外機

「R」: 冷凍機

「Q」: キュービクル

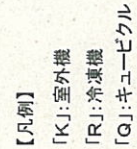


別添図(6)-1

店舗名	ロッキー水前寺店
図面名	音源配置図
尺	1/400
度	書
	19005-06-1

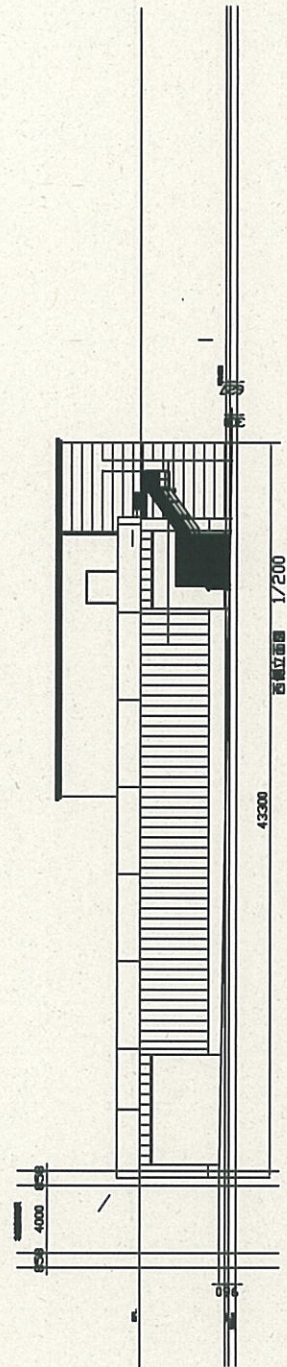
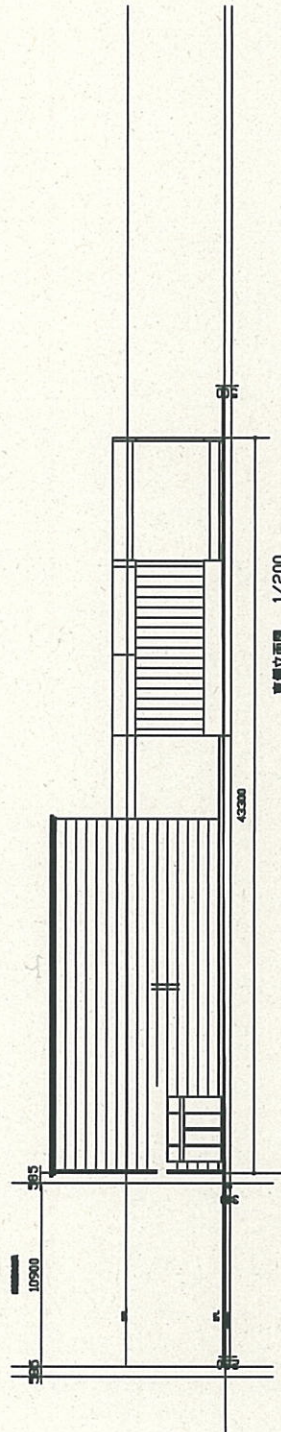
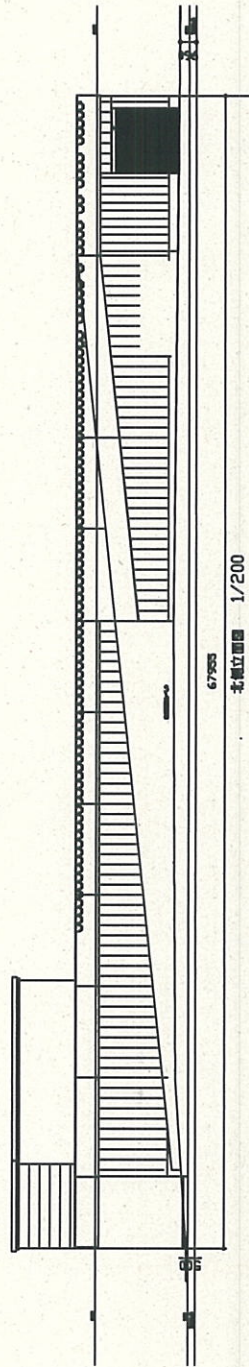
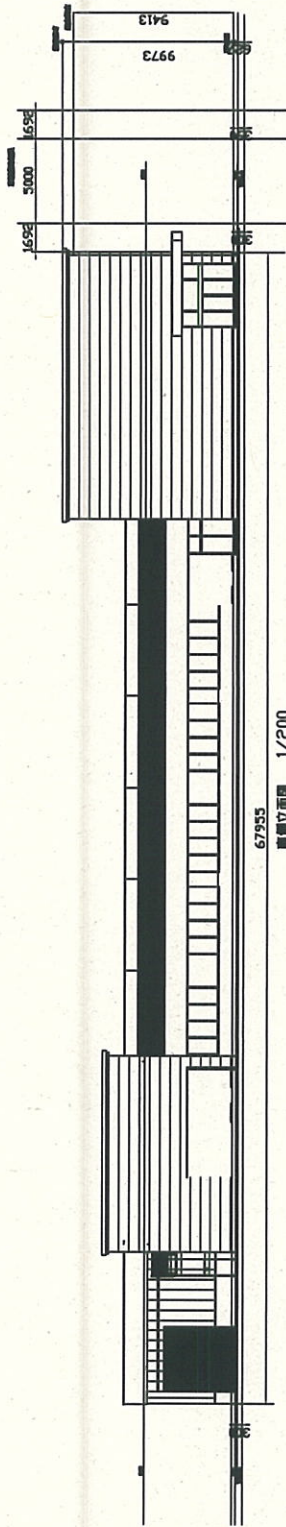
音源配置図

資料1-7



尺 寸	1/400	図 番	19005-06-2
図 面 名		音源配置図	
店 舗 名		ロッキ-水前寺店	

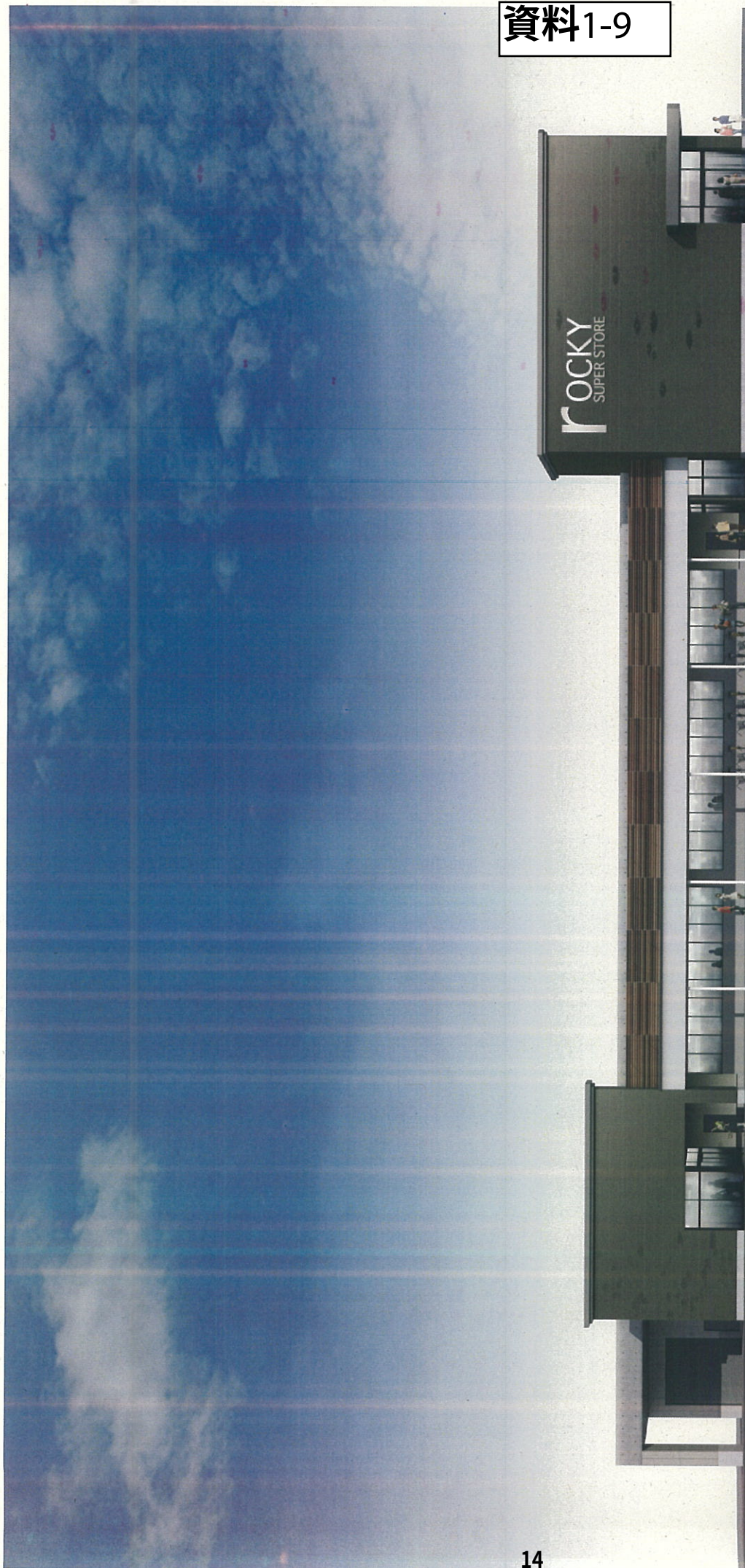
音源配置図



別添図(10)

店舗名	ロッキー水前寺店
図面名	立面図
尺度	1/300
図番	19005-10

立面図



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：下通GATEプロジェクト
2. 所 在 地：熊本市中央区手取本町5番1号
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：三陽株式会社（熊本市中央区九品寺3丁目9番16号）
 - (2) 新設年月日：令和5年3月1日
 - (3) 店舗面積：2801.74㎡
 - (4) 駐車場台数：提携駐車場34台
 - (5) 駐輪場台数：81台（155台）
 - (6) 荷さばき施設面積：67.98㎡
 - (7) 廃棄物保管施設容量：47.80m³
 - (8) 営業時間：24時間
 - (9) 駐車場利用可能時間帯：24時間
 - (10) 荷さばき可能時間帯：24時間

4. 手続き状況

届出日	縦覧期間	市意見通知期限
令和3年3月31日	令和3年4月30日～令和3年8月30日	令和3年11月30日

5. 意見等

○…あり
×…なし

意見等総数
18件

住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井元教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	県警交通規制課
×	○	○	×	○
危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	環境政策課	環境共生課
×	×	×	○	○
水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課	交通政策課	都市政策課
×	○	×	×	×
建築指導課	開発指導課	市街地整備課	都市デザイン課	土木総務課
○	×	○	○	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

規則様式 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1	担当課	市街地整備課
	指摘内容	すでに駐車場の附置義務条例第9条に基づく届け出は受理しておりますが、その際隔地駐車場について誓約書を提出いただいております。駐車場所有者との契約後、供用開始までに附置義務条例第7条に基づく承認の手続きを行ってください。 (理由) 附置義務条例における必要駐車台数が、隔地駐車場に設けられているため。
	設置者回答	供用開始までに附置義務条例第7条に基づく承認の手続きを行います。
	取扱	記載しない

I. 設置者、建物等の概要

2	担当課	県警交通規制課
	指摘内容	本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため
	設置者回答	本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議、必要な対策についての検討、対策を行います。
	取扱	留意事項として付記 → (1)

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

3	担当課	市街地整備課
	指摘内容	附置義務条例第9条の届け出の内容（床面積等）と差異があります。確認をお願いします。必要に応じて変更の届出等の処理をお願いします。 (理由) 必要駐車台数算出根拠の計算上の数字に差異があるため。
	設置者回答	大規模小売店舗立地法と附置義務条例で法的な届出時期に差異があるため、最終的に決定したのちには必要に応じて変更の届出等の処理を行います。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

4	担当課	環境政策課
	指摘内容	熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機、（原動力の定格出力が2. 25kW以上のもの）、送風機（原動力の定格出力が2. 25kW以上7. 5kW未満のもの）の設置が予定されていますので、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出してください。 （理由）熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機、（原動力の定格出力が2. 25kW以上のもの）、送風機（原動力の定格出力が2. 25kW以上7. 5kW未満のもの）の設置が予定されているため。
	設置者回答	熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機、（原動力の定格出力が2. 25kW以上のもの）、送風機（原動力の定格出力が2. 25kW以上7. 5kW未満のもの）の設置を予定していますので、確定次第、設置工事の開始日の30日前までに、同条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を提出します。
取扱		留意事項として付記 → (2)

5	担当課	環境政策課
	指摘内容	昼間のE地点、夜間のB、D、E地点における等価騒音レベル値が環境基準値を超過しています。騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう適切な措置を講じてください。 （理由）昼間のE地点、夜間のB、D、E地点における等価騒音レベル値が環境基準値を超過しているため。
	設置者回答	地点B、D、Eについては、現時点で商業ビルであり、生活環境への影響は小さいと考えております。しかしながら、これまでも同地で営業をさせて頂いておりますので、引き続き周辺商業施設とは連携を取りながら、ご迷惑をかけることが無いよう配慮を行いながら、運営をさせて頂きます。 また、苦情があった場合は、大規模小売店舗立地法の主旨を十分に理解し、誠意をもって対応させて頂きます。
取扱		留意事項として付記 → (2)

6	担当課	環境政策課
	指摘内容	夜間のa'、b'、B地点における給排気設備、c'、d'、e'、D、E地点における荷捌き車エンジン始動音の最大騒音レベル値が基準値を超えています。騒音により近隣の生活環境が損なわれることのないよう適切な措置を講じてください。 また、苦情があった場合は、誠意ある対応をお願いいたします。 （理由）夜間のa'、b'、B地点における給排気設備、c'、d'、e'、D、E地点における荷捌き車エンジン始動音の最大騒音レベル値が基準値を超えているため。
	設置者回答	夜間のa'については、基準値を超過しているものの、住宅地側では基準を満たす計画としております。また、その他の地点については、現時点で商業ビルであり、生活環境への影響は小さいと考えております。 しかしながら、特に影響が大きいと考えられる夜間の荷さばき作業については、バックブザー音カット、荷さばき車両の台数を最小限とし、低騒音機器の選定、十分な作業スペースの確保による作業時間の短縮、搬出入作業員への騒音抑制意識の向上の働きかけ、アイドリング禁止、廃棄物の減量化による作業時間の短縮等の配慮を行う計画としております。 また、苦情があった場合は、大規模小売店舗立地法の主旨を十分に理解し、誠意をもって対応させて頂きます。
取扱		留意事項として付記 → (2)

3. 廃棄物に係る事項等

7	担当課	ごみ減量推進課
	指摘内容	廃棄物等の保管施設の施設面積の合計は15.73m ² ではなく、31.87m ² ではないか。 (理由)施設面積が16.14m ² 及び15.73m ² であるため。
	設置者回答	31.87m ² が正しいので、修正します。
	取扱	記載しない

4. 街並みづくり等への配慮等

8	担当課	学識経験者
	指摘内容	新設される複合商業施設が市最大の中心市街地に建設されることから、街の賑わいと調和し街全体の景観が保持されるよう、建物外壁の色調に十分配慮するとともに、緑化の方法についても自然の潤いを感じることができるよう、最大限の工夫を行って下さい。
	設置者回答	街の賑わいと調和し街全体の景観が保持されるよう、建物外壁の色調に十分配慮するとともに、緑化の方法についても自然の潤いを感じることができるよう、最大限の工夫を行います。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

9	担当課	学識経験者
	指摘内容	熊本市条例に定める緑化面積は満足していますが、森の都熊本市の市街地中心の建造物であるために、とくに建物の色調や緑化景観に十分配慮してください。
	設置者回答	熊本市条例に定める緑化面積は満足していますが、森の都熊本市の市街地中心の建造物であるために、とくに建物の色調や緑化景観に十分配慮を行います。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

10	担当課	都市デザイン課
	指摘内容	屋外広告物を設置する場合は、事前の相談を行い、必要に応じて許可申請を行ってください。 (理由)屋外広告物法及び熊本市屋外広告物条例
	設置者回答	屋外広告物を設置する場合は、事前の相談を行い、必要に応じて許可申請を行います。
	取扱	記載しない

11	担当課	都市デザイン課
	指摘内容	・建築物の高さが12mを超える計画となっているため、景観法に基づく大規模行為の届出を提出してください。 ・3階テラスへの緑化が計画されていますが、眺望景観にも配慮しながら、積極的な緑化に努めてください。 (理由)景観法及び熊本市景観条例
	設置者回答	・建築物の高さが12mを超える計画であり、景観法に基づく大規模行為の届出を提出済で、通知書受領済です。 ・限られた面積のなかで、3階テラスへの緑化を計画しています。引き続き、積極的な緑化に努めさせていただきます。
	取扱	記載しない

12	担当課	環境共生課
	指摘内容	中心市街地であることもあり、屋上・壁面緑化等可能な限りの緑化をお願いします。
	設置者回答	中心市街地であることもあり、屋上緑化等可能な限りの緑化について検討します。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

Ⅲ. その他指摘事項

13	担当課	中央区土木センター総務課管理財産班
	指摘内容	申請地に隣接する県道及び市道には、境界標(それに伴う測量鈐)が埋設されているため、これらに損傷なきよう十分注意して施工されること。なお、これらの移動が生じる場合は、中央区土木センター総務課管理財産班と事前に打ち合わせること。 (理由)道路の管理と保全のため。
	設置者回答	境界標(それに伴う測量鈐)に損傷なきよう十分注意して施工します。これらの移動が生じる場合は、中央区土木センター総務課管理財産班と事前に協議を行います。
	取扱	記載しない

14	担当課	中央区土木センター総務課占用班
	指摘内容	雨水排水管等、市管理の道路への占用が必要な場合は、道路法第32条に基づき事前に道路占用許可申請を行うこと。 (理由)道路への占用が必要な場合、道路法第32条に基づき道路管理者の許可が必要となるため。
	設置者回答	雨水排水管等、市管理の道路への占用が必要な場合は、道路法第32条に基づき事前に道路占用許可申請を行います。
	取扱	記載しない

15	担当課	中央区土木センター総務課占用班
	指摘内容	乗入口の設置等により道路の構造等を変更する場合は、道路法第24条に基づき事前に道路工事施行承認申請を行うこと。 (理由)道路の構造を変更する場合、道路法第24条に基づき道路管理者の承認が必要となるため。
	設置者回答	乗入口の設置等により道路の構造等を変更する場合は、道路法第24条に基づき事前に道路工事施行承認申請を行います。
	取扱	記載しない

16	担当課	中央区土木センター維持課
	指摘内容	工事の施行に当たっては、交通に支障を及ぼす影響を最小限度にとどめ、必要に応じ標識及び施設を設けるなど交通の安全性を確保すること。 (理由)道路の管理と保全のため。
	設置者回答	工事の施行に当たっては、交通に支障を及ぼす影響を最小限度にとどめ、必要に応じ標識及び施設を設けるなど交通の安全性を確保します。
	取扱	記載しない

17	担当課	中央区土木センター維持課
	指摘内容	資材等を搬出入する際に道路に土砂等が飛散したときは速やかに清掃を行い、また、道路を破損したときは原形復旧すること。 (理由) 道路の管理と保全のため。
	設置者回答	資材等を搬出入する際に道路に土砂等が飛散したときは速やかに清掃を行い、また、道路を破損したときは原形復旧を行います。
	取扱	記載しない

18	担当課	建築指導課
	指摘内容	アーケード沿いの建物の取扱いについて、事前にご相談をいただきましたが、今後計画を進めていく中でも引き続き取扱いに留意いただくようお願いします。 (理由) 相談時から計画が変更になる場合があるため。
	設置者回答	アーケード沿いの建物の取扱いについて、引き続き取扱いに留意させていただきます。
	取扱	記載しない

7. 市の意見案

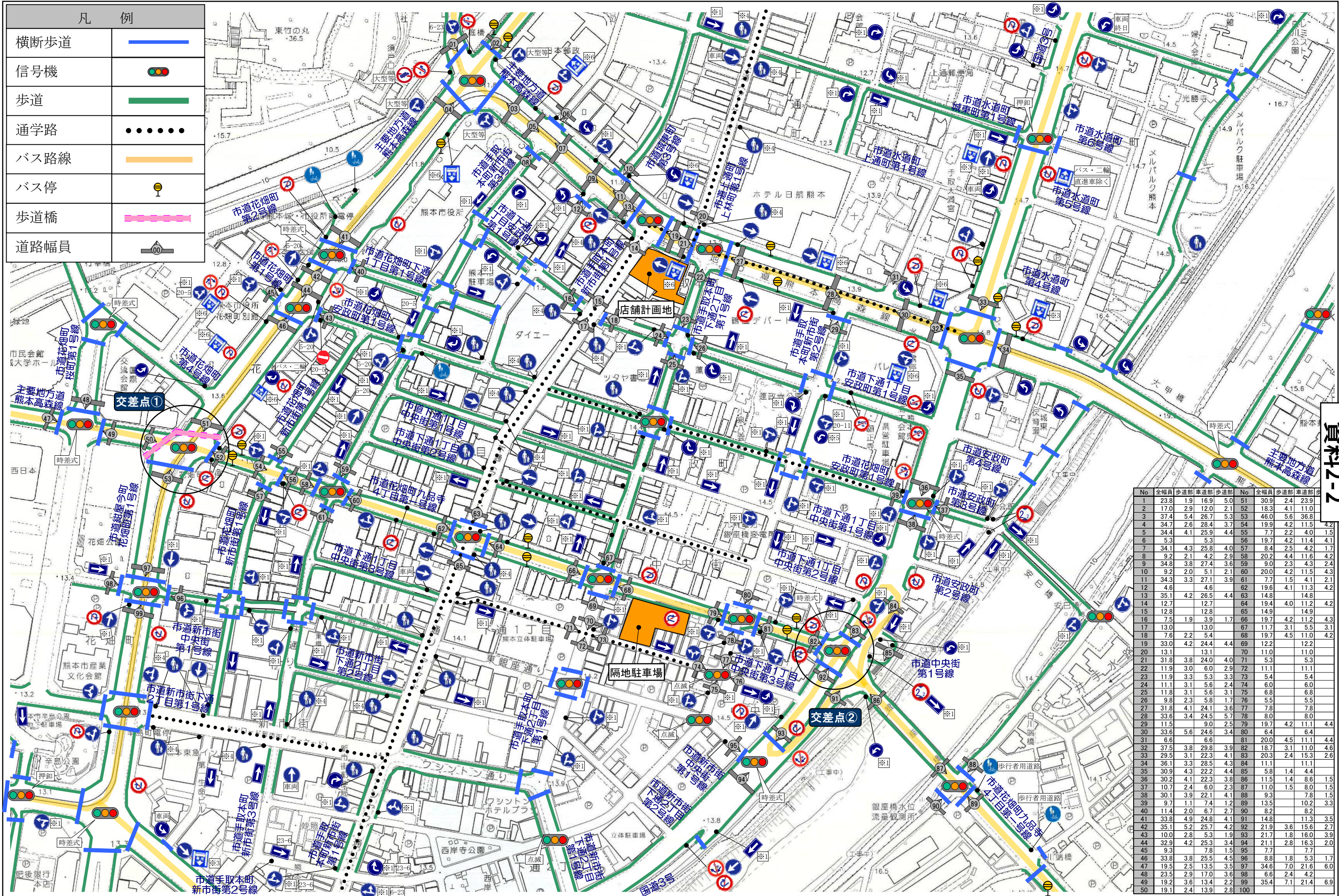
下通GATEプロジェクト

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

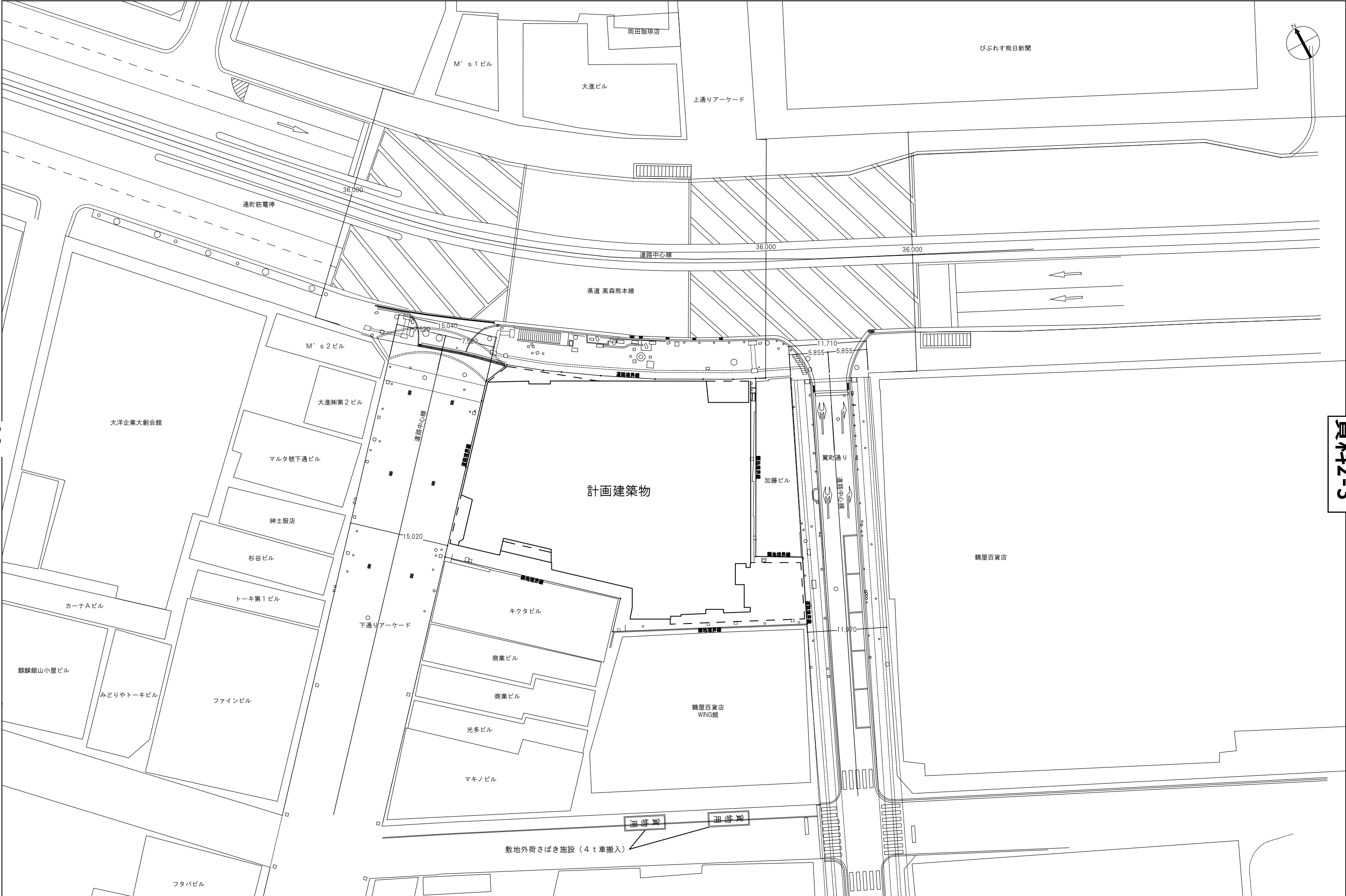
- (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
- (3) 景観については、熊本の中心市街地に調和するよう、建物の色調に十分配慮するとともに、工夫を凝らした緑化に努めること。
- (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。



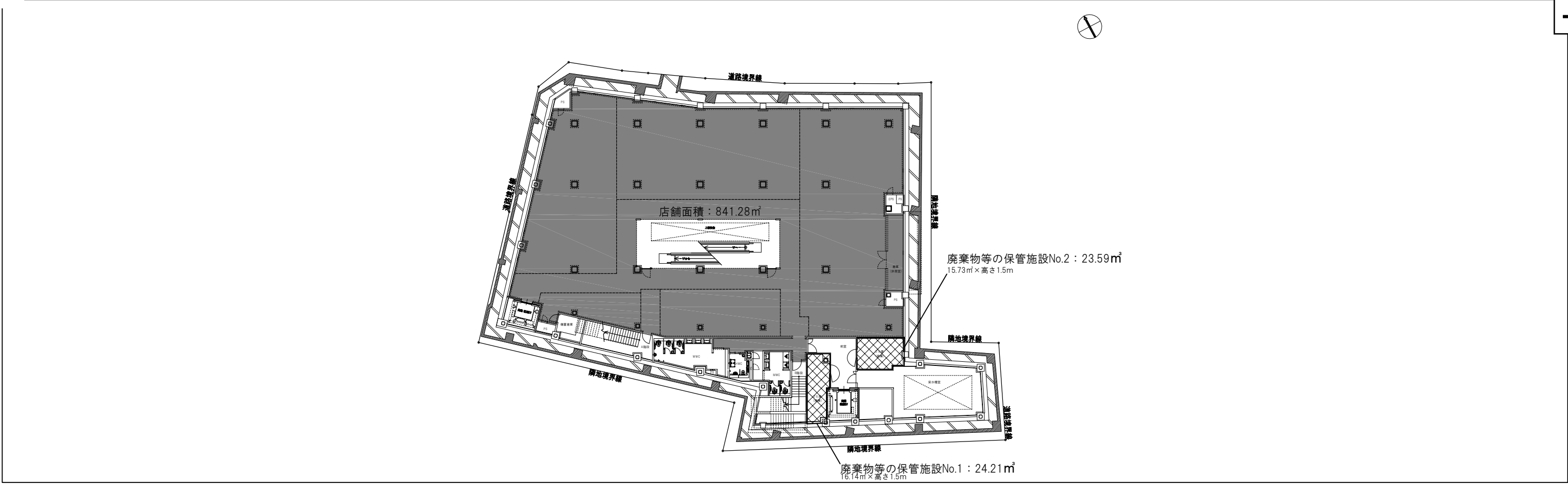
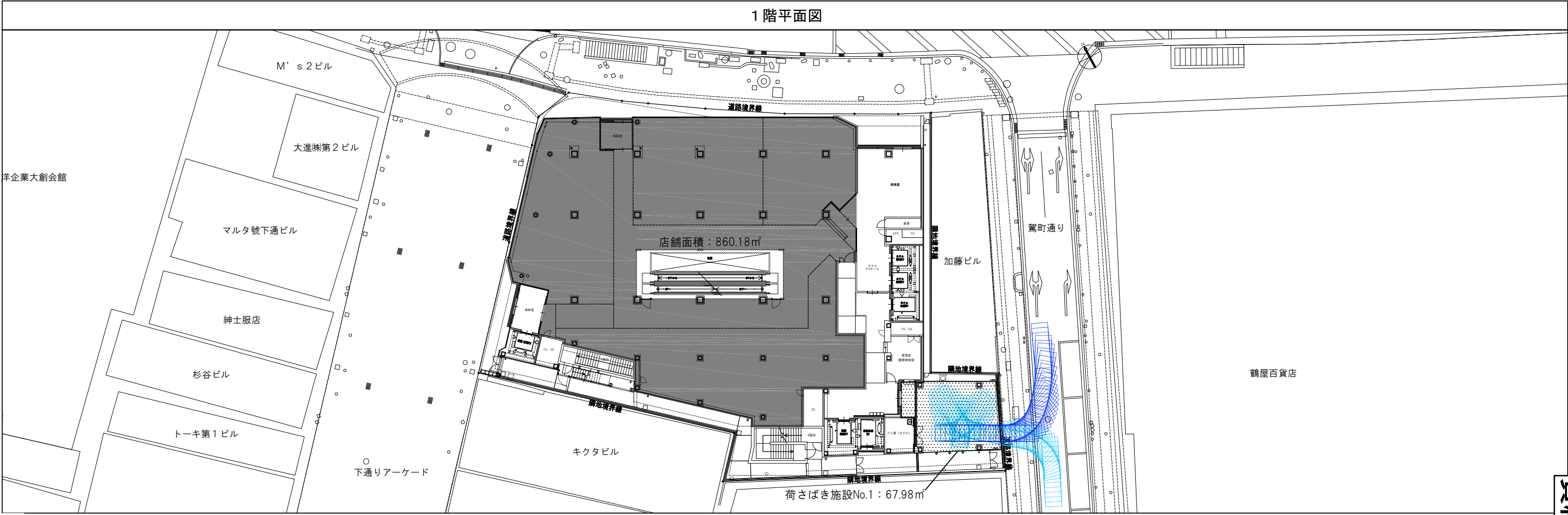
凡 例	
横断歩道	
信号機	
歩道	
通学路	
バス路線	
バス停	
歩道橋	
道路幅員	

No	全幅員	歩道部	車道部	歩道部	No	全幅員	歩道部	車道部	歩道部
1	23.8	1.9	16.9	5.0	51	30.9	2.4	23.9	
2	17.0	2.9	12.0	2.1	52	18.3	4.1	11.0	
3	37.4	5.4	26.7	5.3	53	46.0	5.6	36.8	
4	34.7	2.6	28.4	3.7	54	19.9	4.2	11.5	4.2
5	34.4	4.1	25.9	4.4	55	7.7	2.2	4.0	1.5
6	5.3		5.3		56	19.7	4.2	11.4	4.1
7	34.1	4.3	25.8	4.0	57	8.4	2.5	4.2	1.7
8	9.2	2.1	4.2	2.9	58	20.2	4.4	11.6	4.2
9	34.8	3.8	27.4	3.6	59	9.0	2.3	4.3	2.4
10	9.2	2.0	5.1	2.1	60	20.0	4.2	11.5	4.3
11	34.3	3.3	27.1	3.9	61	7.7	1.5	4.1	2.1
12	4.6		4.6		62	19.6	4.1	11.3	4.2
13	35.1	4.2	26.5	4.4	63	14.8		14.8	
14	12.7		12.7		64	19.4	4.0	11.2	4.2
15	12.8		12.8		65	14.9		14.9	
16	7.5	1.9	3.9	1.7	66	19.7	4.2	11.2	4.3
17	13.0		13.0		67	11.7	3.1	5.5	3.1
18	7.6	2.2	5.4		68	19.7	4.5	11.0	4.2
19	33.0	4.2	24.4	4.4	69	12.2		12.2	
20	13.1		13.1		70	11.0		11.0	
21	31.8	3.8	24.0	4.0	71	5.3		5.3	
22	11.9	3.0	6.0	2.9	72	11.1		11.1	
23	11.9	3.3	5.3	3.3	73	5.4		5.4	
24	11.1	3.1	5.6	2.4	74	6.0		6.0	
25	11.8	3.1	5.6	3.1	75	6.8		6.8	
26	9.8	2.3	5.8	1.7	76	5.5		5.5	
27	31.8	4.1	24.1	3.6	77	7.8		7.8	
28	33.6	3.4	24.5	5.7	78	8.0		8.0	
29	11.5		9.0	2.5	79	19.7	4.2	11.1	4.4
30	33.6	5.6	24.6	3.4	80	6.4		6.4	
31	6.6		6.6		81	20.0	4.5	11.1	4.6
32	37.5	3.8	29.8	3.9	82	18.7	3.1	11.0	4.6
33	29.5	3.1	22.3	4.1	83	20.3	2.4	15.3	2.6
34	36.1	3.3	28.5	4.3	84	11.1		11.1	
35	30.9	4.3	22.2	4.4	85	5.8	1.4	4.4	
36	30.2	4.1	22.3	3.8	86	11.5	1.4	8.6	1.5
37	10.7	2.4	6.0	2.3	87	11.0	1.5	8.0	1.5
38	30.1	3.9	22.1	4.1	88	9.3		7.8	1.5
39	9.7	1.1	7.4	1.2	89	13.5		10.2	3.3
40	11.4	2.0	6.7	2.7	90	8.2		8.2	
41	33.8	4.9	24.8	4.1	91	14.8		11.3	3.5
42	35.1	5.2	25.7	4.2	92	21.9	3.6	15.6	2.7
43	10.0	2.8	5.3	1.9	93	21.7	1.8	16.0	3.9
44	32.9	4.2	25.3	3.4	94	21.1	2.8	16.3	2.0
45	9.3		7.8	1.5	95	7.7		7.7	
46	33.8	3.8	25.5	4.5	96	8.8	1.8	5.3	1.7
47	19.5	2.5	13.5	3.5	97	34.6	7.0	21.6	6.0
48	23.5	2.9	17.0	3.6	98	6.6	2.4	4.2	
49	19.2	3.6	13.4	2.2	99	35.4	7.1	21.4	6.9
50	19.1	2.4	13.9	2.8	100				

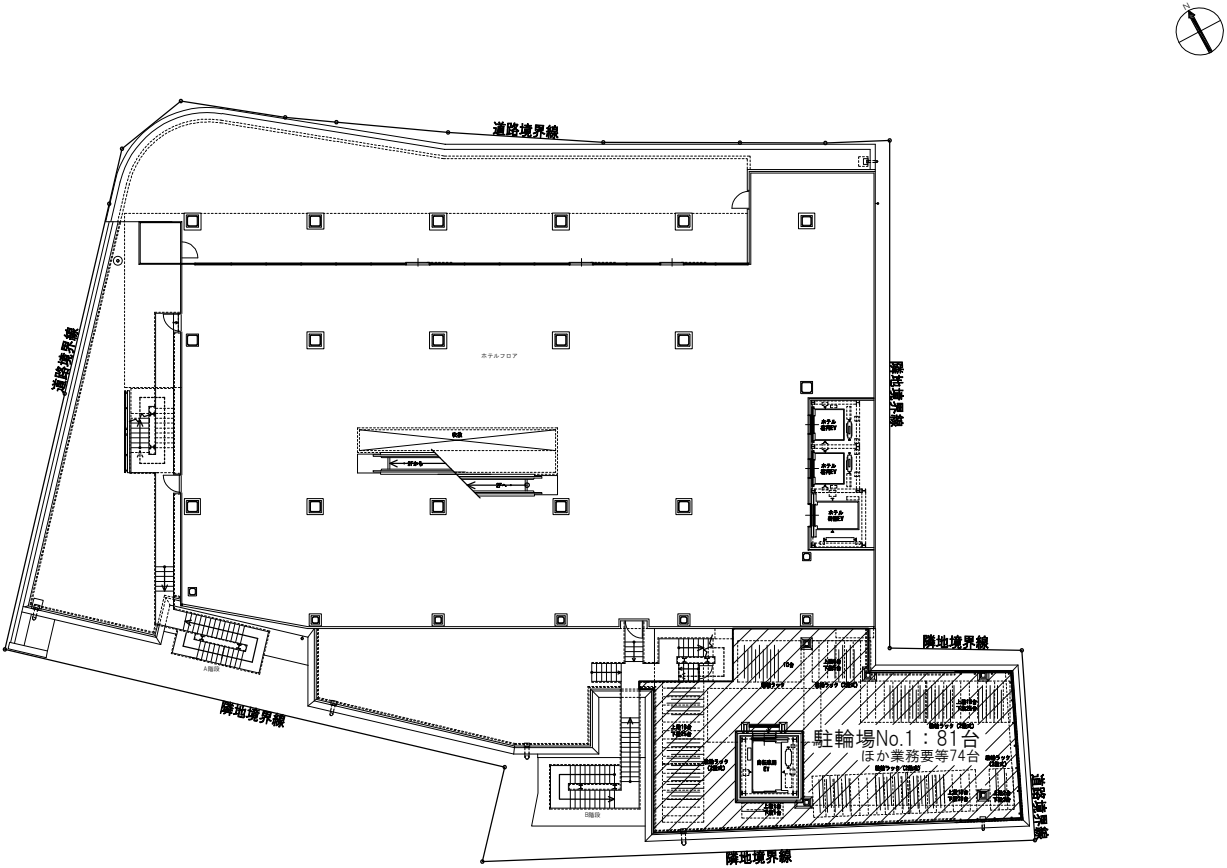
下通 GATE プロジェクト	方位 	補助標識凡例			図面名 周辺見取図
		※1 自動車・原付	※5 タクシー直進除く 11-20	図面名 周辺見取図	
		※2 自動車・原付 8-9:30 日曜・休日除く	※6 バス・二輪 6-23	Scale 1/3,000	No. 添付図面 2-1
		※3 バス・二輪 7-9 17-19 日曜・休日除く			
		※4 自転車通行不可			



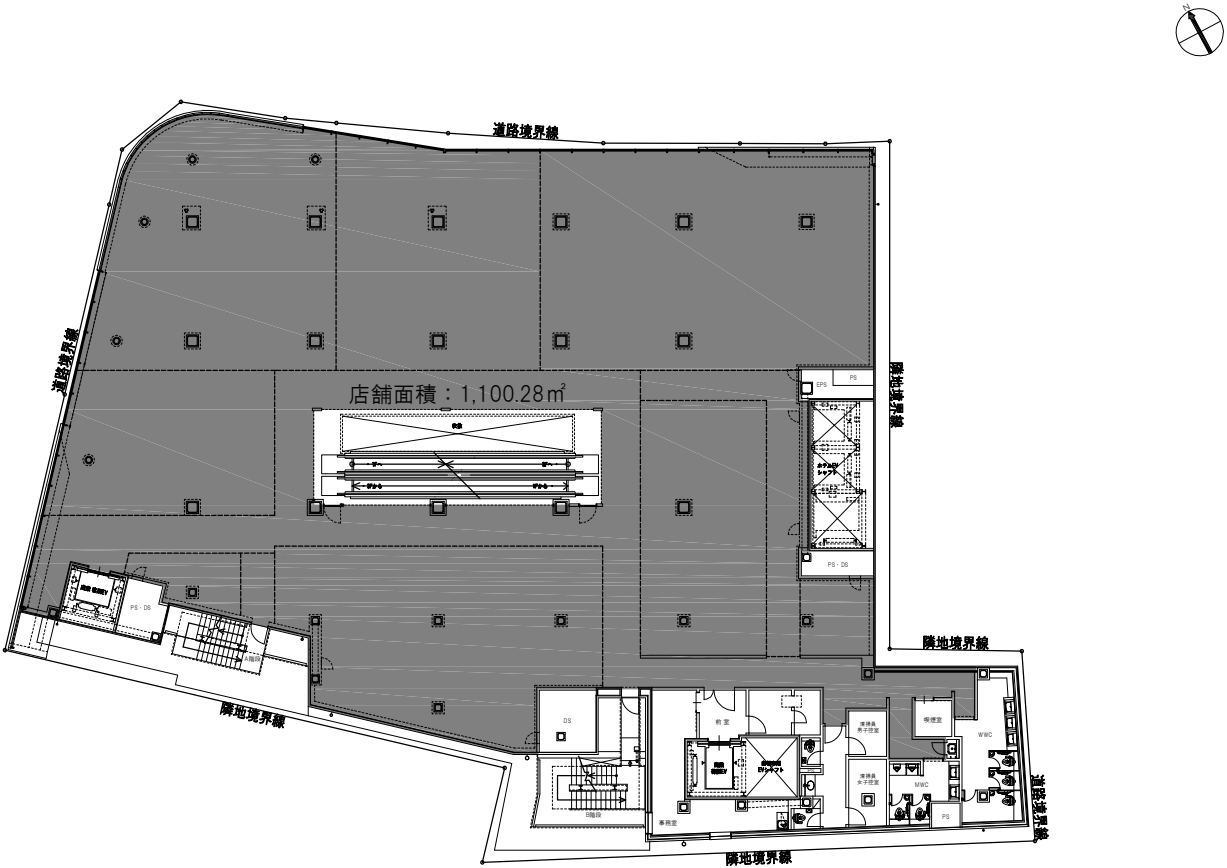
件名	図面名		配置図	
	(仮称) 下通GATEプロジェクト		Scale	1/500
			No.	添付図面3-1



件名				図面名	地下1 階、1 階平面図	
	下通GATEプロジェクト			Scale	1/400	No.
				添付図面3-2		



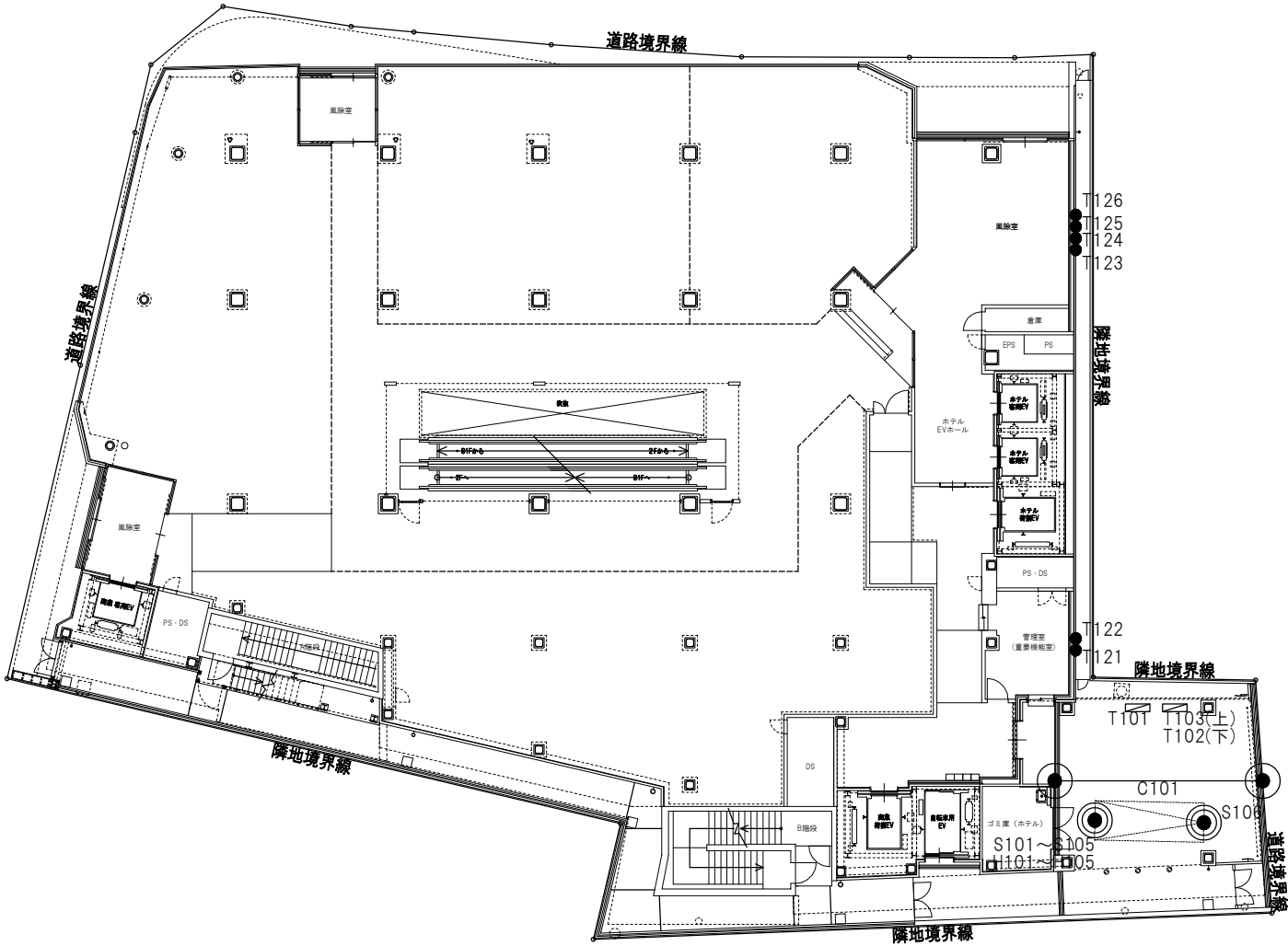
2 階平面図



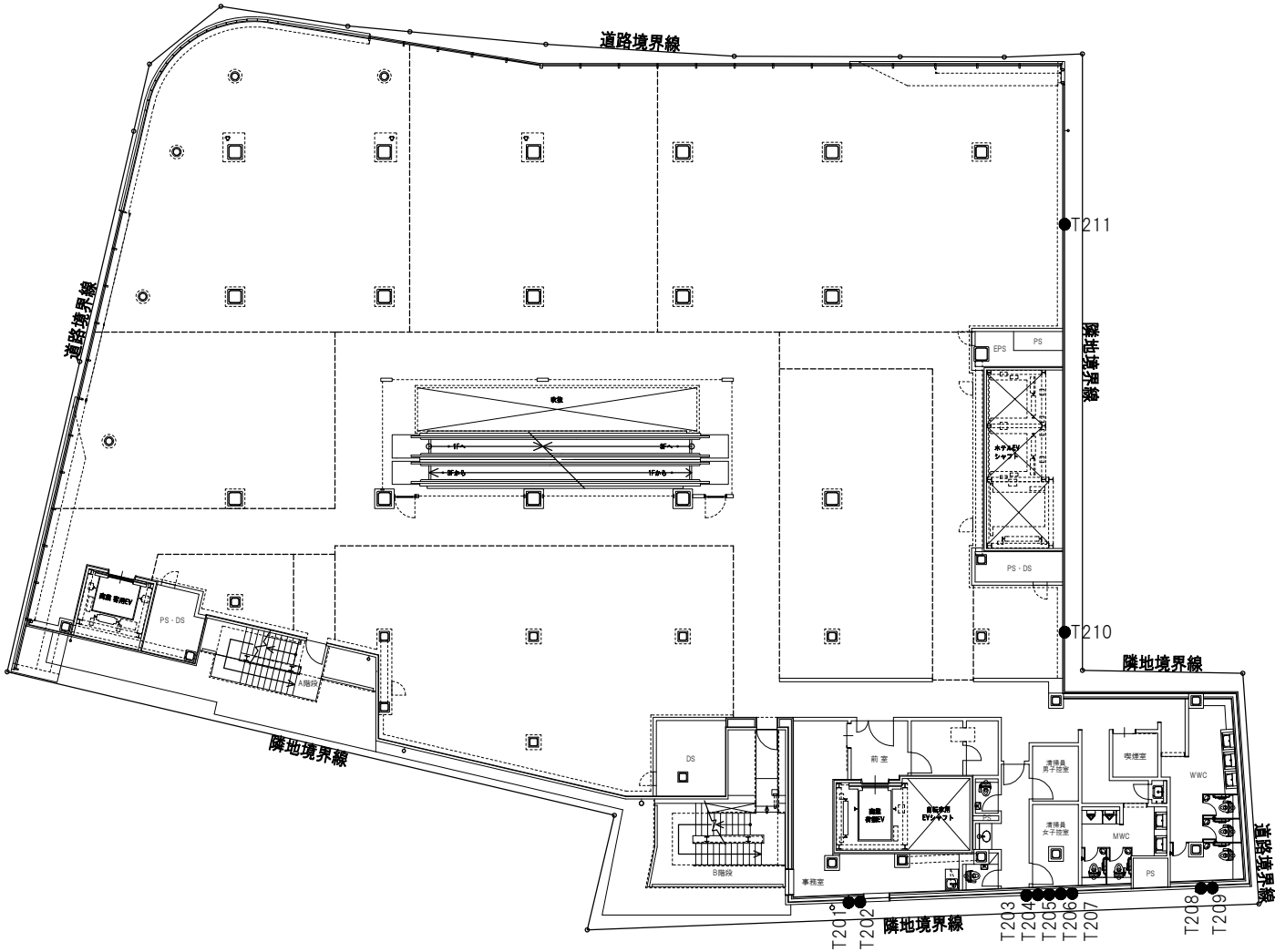


件名 下通GATEプロジェクト		図面名		予測地点図	
		Scale	1/500	No.	添付図面4-1

1 階騒音音源図



2 階騒音音源図



件名

下通GATEプロジェクト

図面名

1、2 階騒音音源図

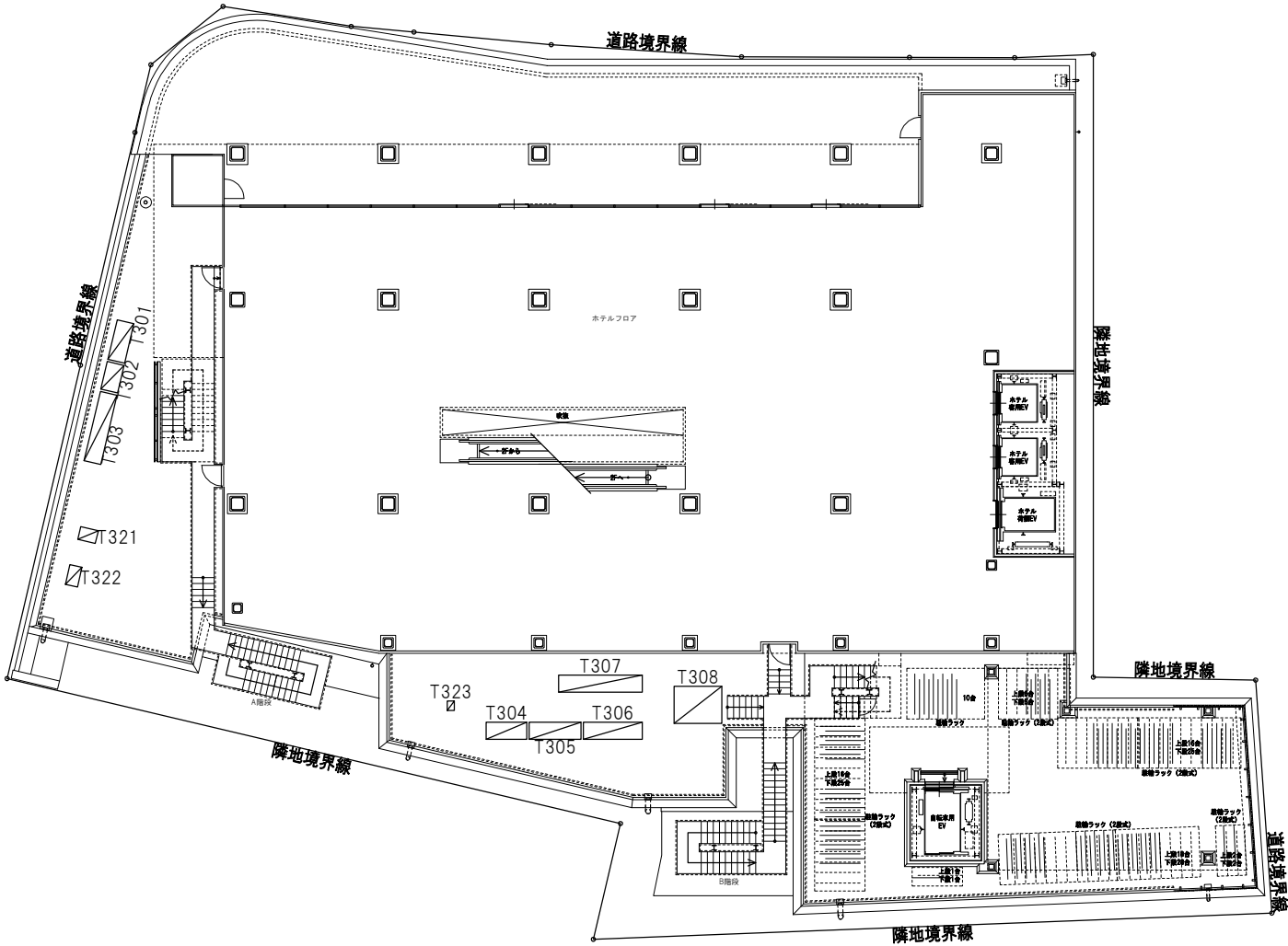
Scale

1/300

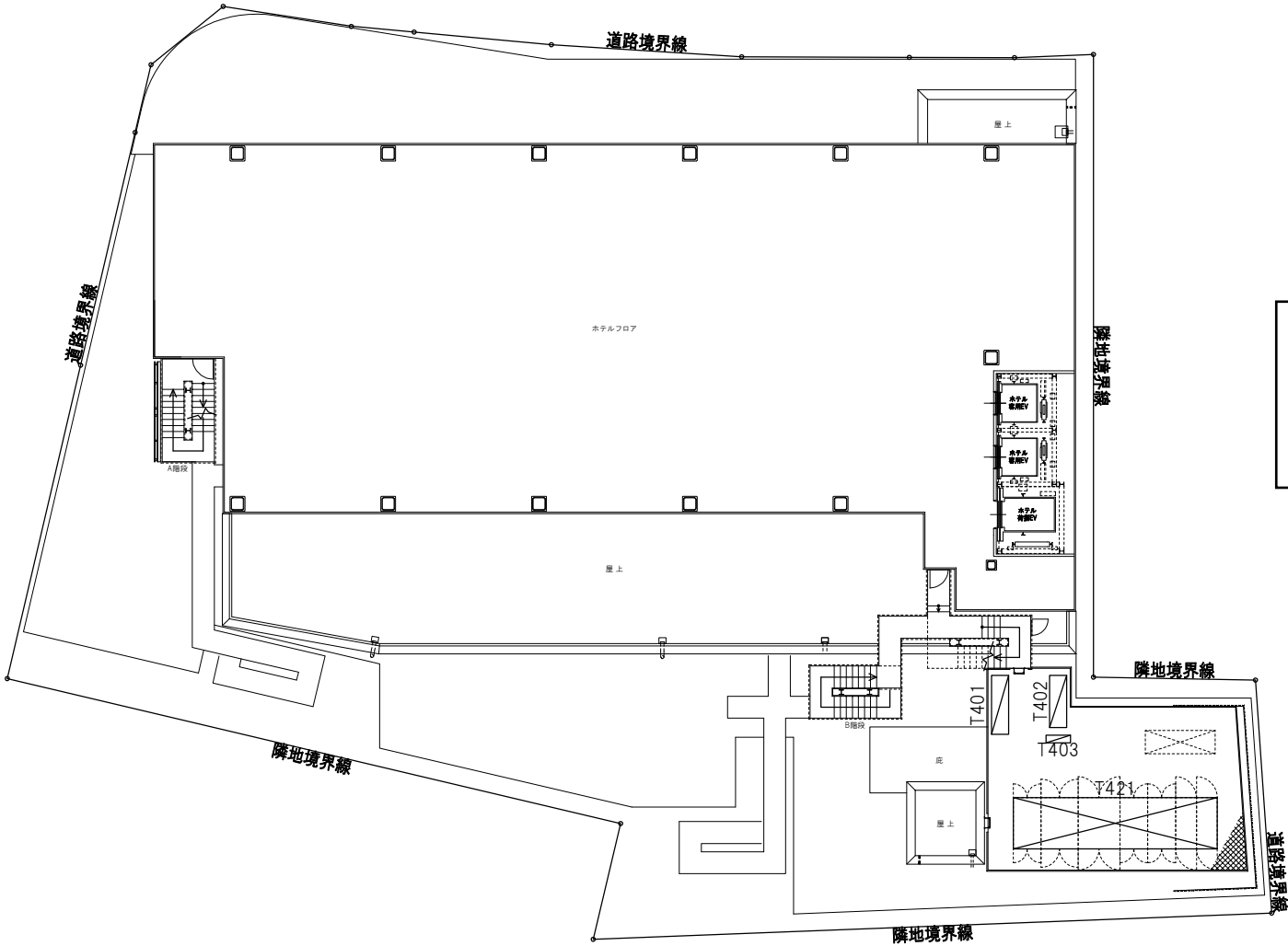
No.

添付図面4-2

3階騒音音源図



4階騒音音源図



件名

下通GATEプロジェクト

図面名

3、4階騒音音源図

Scale

1/300

No.

添付図面4-3



▼ 代替進入口を示す



▼ 代替進入口を示す



凡例

▼ 代替進入口を示す